委員会の後日行った欠席委員へのヒアリング内容も含む

項目	意見	対 応
これまでの多自然型川づくりについて	・ 平成9年河川法改正で多自然の性格が変わったのか? 何をやるにしても多自然的要素がない といけないということか。	・ 河川法の改正の後、第9次治水事業7箇年計画で自然を生かした川づくりが河川整備の基本とされ、平成9年の河川砂防技術基準(案)改訂において「河道は多自然型川づくりを基本として計画する」ことが位置づけられた。
	・ 「多自然型川づくり」という名称自体が時代に合わなくなってきている。	・ これからの川づくりは「多自然型川づくり」の「型」からの脱却が重要と考える。 提言(案)のなかにその旨を反映する。
	・ 施工する前に目標がないから、追跡調査もできないのではないか。だからどう評価して良いかがわからない。目標を何にしたかが大切。	・ 提言(案)において、川づくりの目標が明確になっておらず、評価ができていない ことが現状の課題である旨を記述し、今後の施策として、評価の手法や仕組みにつ いて提案する。
	・ この 15 年間で、河川法改正や自然再生推進法制定等、法制度が整備されてきていることが、 多自然型川づくりの一つの成果ではないか。	・ 提言(案)において、多自然型川づくり 15 年間の成果として、制度面等の取り組みについてレビューする。
事前調査・事後調査を行っ た事例	 事前調査が重要である。事前調査をもとに、その川がどういった川であるか、それをどう事業に反映させるかというストーリーをつくることが必要。 追跡調査の実施割合が非常に少ない。 委員会で評価するのなら、ある意識を持って多自然を行ったものをサンプルとして示してほしい。 どれだけ川が生き返ったかをちゃんと調査している事例を集めて評価をすべき。 	・ 事前調査や追跡調査を定量的に行っている事例について、設定した川づくりの目標 や調査の内容、調査結果を踏まえた評価などを整理した。
川が本来持っている機能 を失った事例	・ 河川のダイナミズムをどれだけ活かせているかが評価できていない。ダイナミズムを殺してしまったような事例を示して欲しい。	・ 川が本来持っている機能が、多自然型川づくりの実施により失われてしまった事例 について整理した。
留意事項が守られている かどうか	・ 平成 2 年の多自然型川づくり実施要領に示されている留意事項のうち、実際の川づくりのなか でどんなことはできているのか、どんなことができていないのかを整理してみてはどうか。	・ 近年、災害を受けて大規模な改修を行なった事例について、平面形状、横断形状、 護岸工法等を整理した。
理念について	 平成2年の通達から今までに何が欠けていたのかを提言すべきではないか。例えば、河川のダイナミズムをどれだけ活かすかということができていない。 理念として見直すべきことは、川づくりの中で、歴史・文化をどう扱い、トータルな川づくりの視点を入れるかどうか、ということと、土砂管理や流量管理のような流域の視点が欠けていること。 	・ 多自然型川づくりの理念として再確認すべき視点(水系全体の多自然化、地域の暮らしや文化、多自然河川管理)を整理して、提言(案)に反映する。
制度・仕組みについて	・ 悪い事例をつくっている人は多自然型川づくりの理念を理解していない。それは、制度や仕組 みが悪いのではないか。	・ 提言(案)において、多自然型川づくりの理念が理解されておらず関係者間で共通の認識になっていないことが現状の課題である旨を記述し、今後の施策として、多自然型川づくりを普及・推進するための制度づくり・仕組みづくりを提案する。
その他	・ 各河川の事務所に生物の専門家の職員を入れることも必要なのではないか。	・ 提言(案)において、人材育成を課題としてあげ、今後の施策として多自然型川づくりを普及・推進するための人材育成について提案する。
	・ 河川管理者が河川の全体像について明確なビジョンを持つことが重要。全ての自然要素を保全 するのではなく、個別河川を十分に調査し、最小限必要な場を保全する、という考えも必要。 特に都市河川では現状の特徴を十分把握し、多自然を行うべき。	・ 提言(案)において、水系全体の多自然化の必要性を記述し、今後の施策として水 系全体の多自然化に関する構想の検討および河川整備基本計画・河川整備計画のな かでの位置づけの明確化等を提案する。
	・ 維持管理(草刈り)も重要であり、今後の答申に維持管理も入れるべき。	・ 提言(案)において管理の重要性を記述し、今後の施策として河川管理技術の構築について提案する。